

平成 30 年 3 月 2 日（金曜日）

第 2 回南三陸町議会定例会会議録

（第 1 日目）

平成30年3月2日（金曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町長	最知	明広君

會計管理者兼出納室長	三浦清隆君
總務課長	高橋一清君
企画課長	阿部俊光君
震災復興企画調整監	橋本貴宏君
管財課長	佐藤正文君
町民稅務課長	阿部明広君
保健福祉課長	三浦浩君
環境対策課長	佐藤和則君
農林水産課長	及川明君
商工觀光課長	佐藤宏明君
建設課長	三浦孝君
建設課技術參事 (漁港・漁集担当)	田中剛君
危機管理課長	村田保幸君
復興事業推進課長	男澤知樹君
綜合支所長	阿部修治君
南三陸病院事務長	佐々木三郎君
上下水道事業所長	糟谷克吉君
總務課長補佐	大森隆市君
總務課主幹兼 財政係長	佐々木一之君

教育委員会部局

教育長	佐藤達朗君
教育總務課長	菅原義明君
生涯學習課長	三浦勝美君

監査委員部局

代表監査委員	芳賀長恒君
事務局長	佐藤孝志君

選挙管理委員会部局

書記長	高橋一清君
-----	-------

農業委員会部局

事 務 局 長 及 川 明 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	佐 藤 孝 志
総 務 係 長 兼 議 事 調 査 係 長	小 野 寛 和

議事日程 第1号

平成30年3月2日（金曜日）

午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 行政報告
 - 第 5 一般質問
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで

午前10時00分 開会

○議長（三浦清人君） 改めまして、おはようございます。

本日より、3月定例会であります。改選後初めての予算議会となります。皆様方におかれましては、住民のための予算計上なのかということ十分に吟味をし、審査をしていただきたいと思うところであります。二元代表制のもとに、最高の意志決定機関の一員として、住民から信頼される活発なるご発言を期待いたします。

それでは、定例会前に、南三陸病院事務長から、議案第62号平成30年度南三陸町病院事業会計予算に係る訂正について発言したい旨の申し出がありましたので、許可いたします。病院事務長。

○南三陸病院事務長（佐々木三郎君） おはようございます。冒頭から、お願いとおわびのお願いでございます。

平成30年度予算書に係ります病院事業会計の4条予算に係ります企業債償還金、これに誤りがございました。本来3,106万4,000円と記載すべきところを3,126万5,000円と記載してしまいました。

それに係る修正ということで、予算書の329ページになりますけれども、建設改良費と企業債償還金に係る分の訂正と、4カ所訂正がありまして、そこにシールを張らせていただきたくお願いを申し上げたいということでございます。

具体的には、作業につきましては、来週の月曜日、3月5日のお昼休みに作業させていただきたいと考えておりますので、議員の皆様と管理職の皆様におかれましては、昼休みに予算書を机の上に置いてくださいますようお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（三浦清人君） 町長、この件に関して一言。

○町長（佐藤 仁君） 職員も間違いのないようにということで調整をしましてまいりましたが、残念ながら今事務長がお話しましたように、訂正箇所が見つかったということでございますので、後ほど訂正をさせていただきます。おわびを申し上げさせていただきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） なお、議案の訂正については、既に許可しておるところであります。

それでは、来週3月5日月曜日の昼食時間帯に訂正作業を行うよう指示いたしますので、議員の皆さんは、平成30年度南三陸町一般特別会計予算書を持参していただくようお願い致します。

ただいまの出席議員数は16人です。定足数に達しておりますので、これより平成30年第2回南三陸町議会定例会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において4番千葉伸孝君、5番後藤伸太郎君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（三浦清人君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日から3月20日までの19日間とし、うち休会を3日、4日、10日、11日、17日、18日にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、会期は本日から3月20日までの19日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（三浦清人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に、お手元に配付しておりますとおり、請願1件、陳情3件が提出され、これを受理しております。

次に、監査委員よりお手元に配付しておりますとおり、定期監査報告書、例月出納検査報告書が提出されております。

次に、一般質問は、星 喜美男君、須藤清孝君、佐藤雄一君、佐藤正明君、倉橋誠司君、千葉伸孝君、後藤伸太郎君、及川幸子君、今野雄紀君、菅原辰雄君、以上10名より通告書が提出され、これを受理しております。

次に、民生教育常任委員会より、お手元に配付しておりますとおり、陳情審査報告書が提出されております。

次に、総務常任委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。事務局長。

○事務局長（佐藤孝志君） それでは、議会資料の3ページ目をお開きいただきたいと思います。朗読いたします。

平成30年3月1日。

南三陸町議会議長 三浦清人殿。

総務常任委員長 後藤伸太郎。

平成29年第8回定例会で議決された、閉会中の所管事務調査を行った結果を下記のとおり報告します。

以上です。

○議長（三浦清人君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 総務常任委員会からご報告させていただきます。

調査の期日、調査場所、調査事件、調査目的、調査事項、調査概要につきましては、記載のとおりでございます。

町有財産について、委員会として調査いたしました。今回結びを入れさせていただきましたので、資料をめくっていただいて、4ページ、結びを朗読させていただきます。

創造的復興という言葉がこれまで何度も耳にしたが、これからがまさに創造の正念場であろう。

防災集団移転促進事業、被災市街地土地地区画整備事業などにより、町有財産は大きく膨張し、その適正な維持管理のみならず、効果的な活用方法を編み出し、後世にツケを回さない財政運営が求められている。これまでの復興事業も誰も経験したことがないものであったが、社会情勢が厳しく、急激に変化していく中でのこれからの町政運営も、まさしく未知の領域のものであると言えるだろう。だからこそ、足元を見つめ、町民の声をよく聞きながら進んで行かなければならない。

移転元地である低地部、移転先地である高台ともに、計画的かつ継続的な土地活用が図られるよう、今後も検討を重ねていく必要があります。

以上です。

○議長（三浦清人君） 委員長の補足説明が終わりました。疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。ございませんか。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で総務常任委員会所管事務調査報告を終わります。

次に、産業建設常任委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。局長。

○事務局長（佐藤孝志君） それでは、5ページをお開きいただきたいと思います。

平成30年3月1日。

南三陸町議会議長 三浦清人殿。

産業建設常任委員長 村岡賢一。

平成29年第8回定例会で議決された、閉会中の所管事務調査を行った結果を下記のとおり報告します。

以上です。

○議長（三浦清人君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。8番村岡賢一君。

○8番（村岡賢一君） 8番村岡賢一でございます。

ただいま局長が申しあげましたけれども、ここに記載されております調査期日、調査場所、調査事件、調査目的、調査事項については、記載のとおりでございます。

調査概要につきまして、下の段から9行目から読み上げたいと思います。

種卵用の河川採捕については、台風の影響で採捕開始時期がおくれたものの、前年の採捕実績を上回り、採卵についても同様の結果となった。しかしながら、依然として移入卵に依存する割合が高く、他水系で不測の事態が生じた場合に、目標とする1,000万尾の放流が危ぶまれる懸念があるため、種卵確保に対する抜本的な対策を講じる必要がある。

本件については、一次産業のみならず、二次産業、三次産業と一連の流れの中で総合的な事業展開の検討が必要であることから、調査を継続するものです。

以上です。

○議長（三浦清人君） 委員長報告、説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で産業建設常任委員会所管事務調査報告を終わります。

次に、民生教育常任委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。局長。

○事務局長（佐藤孝志君） それでは、6ページをお開きいただきたいと思います。

平成30年3月1日。

南三陸町議会議長 三浦清人殿。

民生教育常任委員長 高橋兼次。

平成29年第8回定例会において議決された、閉会中の所管事務調査を行った結果を下記のとおり報告します。

以上です。

○議長（三浦清人君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） おはようございます。

民生教育常任委員会所管事務調査については、ただいま局長が朗読したとおりでありますし、概要については記載のとおりでございます。

近年のいじめ実態は、多様化、複雑化しております。現場での対応、そして課題や対策は極めて難しい状況にあります。

また、いじめの定義見直し案が文科省に提出されておるところであります。いじめ根絶に向け、学校と家庭、そして社会全体が連携を密にしていくことが最も重要であります。当町におきましては、子供たちが故郷に愛着や誇りを持つことができるような学習方法、そして事業展開など今後検討を重ねる必要があるため、この調査を継続したいと思いますのでよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（三浦清人君） 委員長報告、説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようであります。以上で民生教育常任委員会所管事務調査報告を終わります。

次に、議会運営委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読をさせます。局長。

○事務局長（佐藤孝志君） それでは、7ページをお開きいただきます。

平成30年3月1日。

南三陸町議会議長 三浦清人殿。

議会運営委員長 星 喜美男。

平成29年第8回定例会で議決された、閉会中の所掌事務調査を行った結果を下記のとおり報告します。

以上です。

○議長（三浦清人君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。11番星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） 第1回の臨時会及び第2回の定例会の議会運営について協議したものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で議会運営委員会の調査報告を終わります。

次に、議会広報特別委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。局長。

○事務局長（佐藤孝志君） それでは、8ページをお開きいただきます。

平成30年3月1日。

南三陸町議会議長 三浦清人殿。

議会広報特別委員長 後藤伸太郎。

平成29年第8回定例会において議決された、閉会中の継続調査を行った結果を下記のとおり報告します。

以上です。

○議長（三浦清人君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 議会広報の特別委員会で継続調査を行いました。

1番調査期日、調査場所、調査事件、調査目的、調査事項等は記載のとおりでございますが、通常の議会だよりの発行以外に、議会広報委員会で研修視察調査を行ってまいりました。その内容につきましては、6番、調査概要においてまとめさせていただきましたので、特に議員の皆様におかれましては、一度目を通していただければ幸いと思っております。

視察先は埼玉県の小川町というところに行ってまいりました。議会における広報広聴活動のメインとなっている議会広報を充実させることは、開かれた議会の実現、ひいては町全体の活性化にも重要であることから、今回の視察研修を今後の議会広報の編集に生かしている必要があります。これは、議員皆様のご協力も仰ぎながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（三浦清人君） 委員長報告並びに説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で議会広報特別委員会調査報告を終わります。

次に、東日本大震災対策特別委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。局長。

○事務局長（佐藤孝志君） それでは、11ページをお開きいただきます。

平成30年3月1日。

南三陸町議会議長 三浦清人殿。

東日本大震災対策特別委員長 山内昇一。

平成29年第8回定例会において議決された、閉会中の継続調査を行った結果を下記のとおり報告します。

以上です。

○議長（三浦清人君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。15番山内昇一君。

○15番（山内昇一君） ただいま局長をして説明したとおりでございますが、調査事項といたしましては、防災集団移転促進団地の一般公募についての担当課より聞き取りと言いますか、説明を行いました。継続審査といたしております。（「マイク入っておりません」の声あり）そうですか。済みません。それでは、もう一度お話しします。

調査事項は防災集団移転促進団地の一般公募についてですが、担当課より説明を受けております。そして、継続審査としております。よろしく願いいたします。

○議長（三浦清人君） 委員長報告、説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で東日本大震災特別委員会の報告を終わります。

次に、議会活性化特別委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。局長。

○事務局長（佐藤孝志君） それでは、12ページをお開きいただきます。

平成30年3月1日。

南三陸町議会議長 三浦清人殿。

議会活性化特別委員長 星 喜美男。

平成29年第8回定例会において議決された、閉会中の継続調査を行った結果を下記のとおり報告します。

以上です。

○議長（三浦清人君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。11番星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） 議会活性化特別委員会に名称を改めまして、初の視察調査でございま

す。私の記憶では、初めての議長を除く議員全員による視察調査ということで、先進的な取り組みを行っております京都の亀岡市、兵庫の篠山市を視察調査を行ってきました。亀岡市では事業評価について、また、篠山市は議会 I C T 化について調査を行いました。

内容については記載のとおりであります。ただ、篠山市では I C T 化の調査は一部の委員会などで行うと他の議員の理解を得るのに大変な難儀をしたということで、全員で行ったということはよいことだという評価をいただきました。今後も継続して調査を行い、これらを取り入れ実践することで、さらなる議会の活性化を進めてまいりたいと思います。

○議長（三浦清人君） 委員長報告並びに説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で議会活性化特別委員会調査報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第 4 行政報告

○議長（三浦清人君） 日程第 4、行政報告を行います。町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成30年第 2 回南三陸町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご多忙の中ご出席を賜わり、感謝を申し上げます。

平成30年第 1 回臨時会以降の行政活動の主なものについてご報告を申し上げます。

初めに、優良衛生品質管理市場・漁港認定の取得についてご報告を申し上げます。

平成28年 6 月に供用を開始いたしました南三陸町地方卸売市場について、新市場の開設以来、優先的かつ重点的に取り組んでまいりましたソフト及びハード面での衛生品質管理における実績が、認定機関から高く評価され、本年 1 月 31 日付で優良衛生品質管理市場・漁港認定の取得に至りました。

この認定制度は、一般社団法人大日本水産会が平成17年度に創設した制度であり、水産物の品質、衛生管理に優れた産地市場を認定するものでございます。国内では限られた市場でしか取得しておらず、本町の市場は、宮城県内で初の認定取得市場となります。

本認定取得につきましては、漁業者、買い受け人、卸売業者、行政機関など、市場関係者の皆様が協力し、認定基準項目に関する取り組み意識の共有と、目指すレベルの明確化を行った成果であると認識をしております。今後とも市場関係者が一丸となり、認定取得施設として、激化する産地間競争に勝ち抜く戦略を構築し、消費者の皆様へ、安全、安心な南三陸町

の海の幸を供給し、より競争力のある水産業を目指して努力を重ねてまいりたいと考えております。

次に、志津川高校まちづくり議会の開催についてご報告を申し上げます。

去る2月12日、本議場におきまして、議員の皆様を初め、関係機関の多くの皆様のご出席を賜わり、志津川高校まちづくり議会を開催いたしました。

本取り組みは、志津川高校魅力化推進事業の一環として、南三陸町の将来を担う高校生が、まちづくりへの理解と関心を深め、高校生の視点から意見を発信し、今後のまちづくりに生かしていくことを目的に実施したものでございます。

当日は、12名の志津川高校の生徒の皆さんが議員役となり、教育、福祉、産業・観光の3つのグループごとに、まちづくりに対する貴重な意見や要望等について提案をいただきました。

町といたしましては、本町唯一の県立高校の生徒から公共に関する意見を直接聞けるということは、大変意義深いことであり、今後とも継続して開催ができるよう関係機関との調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、第百回全国高等学校野球選手権大会宮城県大会の平成の森球場開催についてご報告を申し上げます。

ことしで第百回を迎える全国高等学校野球選手権大会の地方大会が、本年6月から全国各地で開催されます。その記念大会となります宮城県大会の会場といたしまして、このたび、平成の森球場が選考され、予選が開催される運びとなりました。

これまでは、仙台市、石巻市、大崎市等の会場を中心に大会が開催されておりましたが、三陸沿岸道路歌津インターチェンジの開通と、昨年6月に甲子園球場と同等の仕様に大規模改修をいたしました平成の森球場について、宮城県高等学校野球連盟事務局を訪問し、宮城県大会の運営に係る選手の移動時間や天然芝のグラウンド等、諸条件を説明しながら、大会誘致交渉を行った結果、本年7月14日から28日までの大会期間中、15日、16日にわたり、第1回戦、第2回戦の4試合が、平成の森球場において行われることが決定したものでございます。

夏の宮城県大会といたしましては、本町初の開催であり、対戦カードは6月25日に開催される抽選会で決定いたします。

町といたしましては、町内外からお越しいただく選手や保護者並びに大会関係者の皆様に、平成の森球場での試合を満喫していただき、練習試合や合宿等で利用していただけるよう、徹底した球場の維持管理に努めるとともに、町をあげての歓迎ムードを醸成し、他市町から

の誘客促進と、スポーツ振興による地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） ここで、暫時休憩をいたします。

町長の行政報告に対し伺いたいことがあれば、休憩間に伺ってください。

午前10時26分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（三浦清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。議案関係参考資料、2冊のうちの1。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

これで行政報告を終わります。

日程第5 一般質問

○議長（三浦清人君） 日程第5、一般質問を行います。

通告1番、星 喜美男君。質問件名、1、子どものいじめ防止等の対策について。以上1件について、一問一答方式による星 喜美男君の登壇発言を許します。11番星 喜美男君。

〔11番 星 喜美男君 登壇〕

○11番（星 喜美男君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

質問の相手は、町長と教育長。子供のいじめ防止等の対策について伺います。

文部科学省が昨年10月26日に公表した平成28年度の児童生徒の問題行動及び不登校調査によりますと、宮城県は児童生徒1,000人当たりのいじめの認知件数は全国で3位となり、不登校の割合は全国で1位と、非常に高い結果となりました。宮城県のいじめ件数は、小学校が27年度より1,227件増の15,840件で、中学校が379件増の3,161件となっており、積極的な認知が各校に浸透した結果だとしているものの、憂慮すべき状況であると思っております。

いじめは、どの子供にもどこの学校でも起こり得るものであり、同時に誰もが被害者にも加害者にもなり得る可能性があります。このようないじめを防止して、次代を担う子供が健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えるのが全ての町民の役割であり、責務だと思います。一人一人の尊厳を大切に、相互に尊重しあえる社会の実現に向けて、いじめを許さない文化と風土を社会全体でつくり、いじめの根絶に取り組まなくてはならないもの

と思い、次の点を伺います。

1、この調査が行われた28年度の本町の小中学校でのいじめの認知状況はどのようになっているのか。

2、町、学校、保護者、地域社会が連携して未然防止に努める体制が必要と思うが、その辺の所見を伺います。

3、インターネットへの書き込み等によるいじめの把握と対処方法をどのように行っていくのか伺います。

4、学校いじめ防止基本方針の策定状況はどのようになっているのか。

以上の4点を伺います。

5点でございます。済みませんでした。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、星議員のご質問、子供のいじめ防止等の対策についてお答えをさせていただきますと思います。

平成26年6月13日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されたことによりまして、従来の教育長と教育委員長を一体化した新教育長が設置をされるとともに、教育委員による教育長へのチェック機能の強化や総合教育会議等を通じた地方公共団体の長と教育委員会の連携の強化による、これまで以上に民意を反映した教育行政の推進が行われるようになりました。

この首長が教育方針を教育委員会と話し合う総合教育会議におきましては、教育行政の重点施策やいじめ問題の対応等について協議し、大綱を定めて公表をいたしているところであります。この大綱では、いじめや暴力行為等の根絶に向けた取り組み推進を重点的取り組みとして掲げ、いじめの撲滅に向けて、さまざまなことに取り組んでいるところであります。

ご質問の1点目から5点目につきましては、教育長から答弁をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） それでは、私からお答えいたします。

まず、1点目のご質問。平成28年度はいじめの認知状況についてであります。平成28年度児童生徒の問題行動・不登校調査によりますと、児童生徒1,000人当たりのいじめの認知件数について、全国23.9件、宮城県においては77.9件、それに対して当町は34.5件でありました。

平成28年3月に文部科学省によるいじめの認知の仕方の周知以降、全国的にいじめの認知件

数は年々増加をしております。本町も同様で、小学校中学校ともに増加いたしております。これについては、ご存知のとおり、いじめの認知の仕方が変わったためであります。

結果として、よりきめ細やかに、そして児童生徒の側に寄り添ったいじめの認知をするようになりました。言い方を変えれば、以前よりもしっかりとしたいじめの把握と、その対応がなされているとも言えます。

次に、2点目のご質問。町、学校、保護者、地域社会が連携して未然防止に努める体制についてお答えいたします。

いじめを減らしていく上で成果を上げているのが、いじめを生まないという未然防止の発想に立った取り組みです。例えば、子供の居場所づくりや教育相談体制の確立、児童生徒や保護者に十分に理解された教育相談、学校での出来事を積極的に家庭に伝える、保護者の思いに誠実に応える、校外生活についての情報収集など、町、学校、保護者、地域社会がよりよく連携しながら取り組み、よりよい環境を醸成していくことは、いじめの未然防止のために必要不可欠であると考えます。

当町においても、さまざまな取り組みがなされており、各学校では年に複数回実施しておりますいじめ問題対策委員会や民生児童委員との懇談会、いじめに係る研修会の実施を通して、町、学校、保護者、地域社会が、よりよく連携しながら未然防止に努めております。

また、教育委員会では、いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題防止対策調査委員会を設置し、情報交換と協議を通して、いじめへの対応に努めております。

次に、3点目のご質問。インターネットによるいじめの把握と対処方法についてお答えいたします。

平成21年11月に、文部科学省より、ネット上のいじめに関する対応マニュアル事例集、学校教員向けでございますが、各学校に通知されております。その中で、ネット上のいじめについて、その対応マニュアルが示されました。

いわゆるネット上のいじめとは、携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上のウェブサイト掲示板などに特定の子供の悪口や誹謗中傷を書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うものであります。

その特徴としましては、不特定多数の者から絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害者が短期間で極めて深刻なものとなる。インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため、子供が簡単に被害者にも加害者にもなるなどが挙げられます。

もちろん、このようなネット上のいじめについても、他のいじめと同様に、決して許される

ものではなく、学校においても、ネット上のいじめの特徴を理解した上で、ネット上のいじめの早期発見、早期対応に向けた取り組みを行っていく必要があります。

具体的には、情報モラル教育の充実と教員の指導力の向上を図ることや、保護者への啓発と家庭、地域との連携を行っていくことなどが考えられます。実際に各学校においても、児童生徒だけではなく、保護者及び教職員も対象とした携帯スマホ講座やSNS講座を行っております。

最後に、4点目のご質問。いじめの早期発見及び対処のマニュアル化について及び5点目のご質問。学校いじめ防止基本方針の策定状況について、あわせてお答えいたします。

周知のとおり、平成25年のいじめ防止対策推進法の制定に伴い、全ての学校においては、学校いじめ防止基本方針の策定が義務づけられました。そして、国の調査によれば、平成27年度末には100%の学校で策定を終えております。

この各学校において作成している学校いじめ防止基本方針は、いじめの早期発見の方法から、認知したときの対応まで、さまざまな状況に応じた基本的な対応の仕方について、マニュアルとしてまとめられているものでございます。

当町においても、小学校5校、中学校2校の全てにおいて作成済みであり、それをもとにしたいじめの早期発見と対処を常日ごろより行ってきております。もちろん、作成しただけではマニュアルとしての有効な活用はできません。教職員の間で、共通理解をするとともに、日々の対応を振り返りながら、常によりよいものに改善し続けております。

いじめは、どの学校、どのクラスでも起こり得るものであることから、今後とも定期的なアンケート調査や教育相談等の実施により、いじめを訴えやすい体制を整え、早期発見、早期対応に努めるとともに、道徳教育や体験学習を初めとする学校教育課程全体を通していじめを許さない、いじめを生まない学校づくりを推進してまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 11番星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） まず、質問に入る前に、もう既に質問ですが、初めにいじめの定義についての考えを伺いたしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 済みません。いじめの定義についてでございますけれども、いじめは、いじめ防止対策推進法において、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど当該児童などと一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的に影響を与える行為、インターネットを通じて行われるものを含むものであって、当該行為の対象とな

った児童等が心身の苦痛を感じているものと定義されております。

○議長（三浦清人君） 11番星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） それは、国の示している定義であるようでございますが、宮城県のいじめ防止基本方針の中でも示しているのは、私はちょっといいのかなという感じがいたしまして、宮城県では表面的、形式的に判断するのではなくて、いじめられた児童生徒の立場に立って行く必要があるとしております。そして、多様な対応があるので、心身の苦痛を感じているものと限定をして解釈することのないようにも言っております、本人が否定をする場合もあるので、きめ細かく観察する必要があるとしています。

そして、もう1つが、特定の教職員のみで行ってはいけないと、そのようにしております。

私は、本人がいじめられていると感じたらそれはいじめであると、そのように思っております。

それで、さっきの報告ですが、本町は34.5件ということですが、調査はどのような形で行われたのかを伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 各学校で、いじめについてのアンケートを定期的に行っております。これは全ての子供に対して行っているものでございます。

それから、観察等も含めまして、それからあとは保護者等からのご意見などもいただいて、そして、数値としてそういうふうな形で出しているところでございます。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） いじめの発見のきっかけというのがありまして、どのような発見をされるのが一番多いかといいますと、当然学校教職員等が発見するのが一番多いんですが、28年度は小学校は69.1%、中学校は56.1%が学校の教職員等による発見でありまして、学校以外からの情報による発見は、小学校30.9%、中学校43.9%となっております。

学校の教職員等による発見で、どのような形で発見されるのが多いとご認識をされておりますか。伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） アンケートによるいじめの認知のほかに、やはり子供の日常の活動を見て、そして交友関係などを見て、そして認知をするというやり方。それから、あと中学校においては、部活動だとかそういう活動の中で子供たちの人間関係等を見て調べると。あと、非常にいじめについては、表面的ないじめというよりも、やっぱり表に見えないようなもの

もありますので、子供の日常の行動ですか、学校での生活の様子、それから持ち物だとか、それから子供の様相というか外見的なものから感じられるものとか、いろいろな角度から教師はいじめの認知に努めているのではないかと思っております。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） アンケートで発見されるのがやはり一番多いようなのですが、意外と少ないと感じたのが学級担任による発見ということで、これは小中学校それぞれ、非常に低い数字になっております。そうしたことで、小学校は全体の12.2%、中学校は全体の10.6%しかないようなんですが、この一番身近で見ているはずの担任の先生が、この数字ということで、非常に疑問に感じるものがあるんですが、その辺いかが把握しておられるでしょうか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） アンケートに出たいじめの認知件数と、子供が学級担任が子供を通して、いじめを認知するというのが割合的には低いという話ですけれども、そのとおりだと思います。

子供と教師が日常接しているわけですがけれども、子供と教師の間の中に、やはり信頼関係だとか何でも話し合える雰囲気だとか、そういうものがまずきちっと醸成されているということが大事だと。それから、なかなか子供たちの中に、自分がいじめられているんだということをすごく教師にそのまま伝えるということが、必ずしもあるわけではないんですね。ですからその辺、何でもかんでも学校の先生に言いなさいよというようなことが、言葉では投げかけても、なかなかそれが現実的にはそういうことは起こっていないということもございます。

教師の中には、子供に日記を書かせて、日記の中から子供の生活の様子を見て、そしていじめ等にかかわるようなものを認知しようとする教師などもありますけれども、数値をあげられてみますと、やはりアンケートの中での認知の件数のほうがやっぱりまだ多いのかなと感じます。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） 一番多いのが、やはりアンケート調査でありまして、アンケート調査は本人だけでなく、周りの子供たちもいろいろアンケートでそういったものを訴えるというものも入っていると思うんですが、小学校が全体の55.3%、中学校が39%と、アンケート調査で発見するのが一番多いようです。

そして2番目に多いのが、学校の教職員以外からの情報による発見ということでございます

が、これも本人が訴えておるものでありまして、小学校が16.5%、中学校は22.8%となっております。

また、全体の3番目で多いのも、当該児童生徒及び本人の保護者からの訴えということで、これを見ましても、ほとんどが本人が訴えて初めて発見をされるというケースが多いようでありまして、これらを見ますと、まず早期発見には何をすべきかが見えてくると思いますが、その辺のお考えを伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 非常に難しい問題でありまして、いじめそのものが非常に複雑化しておりますので、一面的な面からいじめを認知するというのは非常に難しいと。そのいじめも、いじめられている子が逆にいじめたりするということもありますので、ですから、その辺複雑なものですから、保護者の方が認知するのと学校においての同一人物に対する認識の仕方と、また違ってくるといことで、そういう意味では、いじめについて非常に難しい問題だと認識しております。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） おっしゃるとおり、確かに難しいと思います。さっき担任の教師の話もしましたが、恐らく見えないところで行っているのだらうと思います。ただ、このように本人の訴えなどによって発見をされるということであれば、こまめに定期的にアンケート調査や教育相談等をしっかりと行って、いじめを訴えやすいような環境を整えて、早期発見、実態把握に努めてほしいと思います。深刻な状況になる前に早期に発見をして、いじめの芽を摘んでいくのがよいのかとそのように思っております。

最近では、SNS、いわゆるインターネットとSNSの違いがいまいちわからないんですけれども、そういったネットのようなものを使って相談するということを実施しているところもあるようですが、その辺どのように考えていますか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） ちょっと、ご質問のことをもう1回お聞きしたいんですけれども、SNSを使っていじめを訴えている（「相談」の声あり）それでございますね。そういう方法も必要かと思っております。

SNS、ソーシャルネットワークサービスというんだそうですけれども、私もよくわからないんですけれども、携帯だとか、それから今はゲーム機なども、実はいじめの、それを使っていじめをするというそういうケースなどもあるようですので、この辺は非常に今後難しい

など。

ただ、先日も、実は町で学校と警察と保護者の方が集まって学警連という組織があるんですけども、この場で民間の方が講師となって、SNSの使い方、それからあとは子供にとって有害な情報をシャットアウトするようなそういう講習会がありまして、私も参加してまいりました。こういうことを通して、いじめを防止していきたいなと思っております。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） 1番目についてはわかりました。続いて2番目に入りたいと思います。

全ての町民が連携をして未然防止に努めていくということでございますが、いじめを生まない教育であったり、出来事を素早く伝えていくといったようなことでございますが、まず、この町、学校、保護者、地域社会ということでございますが、町として学校設置者として講ずべき措置ということについては、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほども答弁させていただきましたが、総合教育会議において、この問題についていろいろ議論をさせていただいてございまして、教育委員会あるいは学校だけという形の中での対応というのは、やっぱり限度がどうしても出てくるということがございますので、基本的には町、それから教育委員会、学校現場という形の中それから、地域のご父兄の皆さん方含めて、そういった監視体制をしっかりとすることが大変重要なことだろうと思っております。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） そうですね。そういった体制もそうですし、やはりいじめ防止を推進するための財政措置であったり、対応する人的体制整備という点ではどのようにお考えでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） そういった体制構築する上において、そういった財政的な問題というのは出てくる場合におきましては、これは町として、大変重要な問題だと認識をしておりますので、そこはしっかりと財政的なバックアップ支援をしていきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） もう1つは、地域社会全体に町長が先頭に立って啓発活動を進めていく必要があると思うんですが、そのように対する考えを伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） メッセージを首長が先頭に立って出していくということについては、こういういじめ問題について、あたりによっては大変重要なことだと思ってございますので、いずれこれから、さまざまな体制を含めてやっていった際に、しっかりとまず首長の立場としてその辺をしっかりとやっていきたいと思えます。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） 次に、教育委員会、学校の役割、責務という非常に大きいところでございますが、基本的施策として、どのようなことを今後考えていかれますか。伺いたいと思えます。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） まず、先ほど答弁の中で申し上げましたけれども、各学校にいじめ防止対策の基本方針がありますので、まずこれをしっかりと学校で理解し、そしてこれに基づいた実行をしてほしいと。

それから、やっぱり、これは私が常に考えるんですけれども、いじめを含めた子供たちの生徒指導の問題というのは、学校の中では、やはり子供同士の人間関係、それから教師と子供の間関係、この信頼がやはりどうしても重要だということで、学級づくり、学校づくりを含めて子供が安心して、そして楽しく暮らせるような、そういう学校づくり、学級づくりを各学校にお願いしているところでございます。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） そうですね。やはり人間関係の構築というものは非常に大きいと思えます。さらに、子供がいじめについて主体的に考えて行動すると、そういったことが一番重要だろうと思うんですが、その辺についての考え、今後どのようにされていきますか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 学校の教育の中で、子供がみずから問題を見つけ、そして問題を解決すると。そして、力強く生きていくという、いわゆる生きる力の育成というのは学校の教育方針の一番根底にあるところでございますので、やはり主体的に子供たちが前向きに取り組んでいくというそういう教育はやはり重要だと思っております。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） もう1つ大きいのが、保護者や関係機関との連携だと思うんですが、先ほどの答弁にもありましたが、さらにその辺、今後どういった取り組みをされていくのか、考えているのか伺いたいと思えます。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 先ほども答弁で申し上げましたけれども、いじめ問題にかかわらず、保護者や地域と学校が、やっぱりしっかりと連携をしていくということは、子供の教育にとっては非常に重要でございます。学校現場で保護者の方がかかわるものとして、PTAの方々といろいろな諸活動がございます。

それから、日々の授業を保護者や地域の方に見ていただくとか、そういうことは日常的に行っております。これらのものをさらに前に一步前進して、学校が外に開かれるものというか、そういうものにしていくということも重要ななと思っております。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） そして、次に大切なのは保護者に対してだと思えますが、保護者にはどういった対応であったり、どのような責務があると、役割を果たしてほしいとどのように考えておりますか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 非常に難しい質問だと私は思っております。

子供の教育というのは、学校だけではできるものではないと思います。家庭教育と、それから学校教育が、やはり一枚岩になって取り組んでいかなければならないと。したがって、学校だから家庭だからということじゃなくて、やっぱり両者が両輪が同じ歩調で子供に添った教育に当たらなければなりません。そのためには、やはり何度も繰り返しますけれども、保護者と学校と地域が一体となって、進むというようなそういう取り組みが重要ななと思っております。

なお、これは私見になりますけれども、なかなか保護者の方と、それから学校現場の人間が時間を取って、そしてゆっくりと話し合うというようなそういうことがなかなかできにくいというか、そういう状況にあることも確かでございますので、これらも含めてやはりもっともっと深くかかわるようなそういう体制、そういう学校づくりをやっていきたいなと思っております。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） 今ちょっと話に出てきたのかなという感じはしますが、保護者と学校がいじめ防止についてしっかりと話し合い等が行われてきたのか。また、一緒に連携をして行動等をとるようなことがあるのか。その辺のお考えを伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 私は子供のことについては、当該児童と、当該児童の保護者と学校がやはり真剣に話し合っ、もし問題が起これば解決に向けた取り組みをしてきているのではないかとおはいます。ただ、個々にさまざまなケースがありますので、そのケースごとにどの程度解決に向けた話し合いがなされているのかについては、こちらのほうで把握していないものもありますけれども、基本的には保護者の方と学校が理解しあうような話し合いをしているのではないかと考えておはいます。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） いじめの当該者ではなくて、いじめ防止という視点で、保護者との話し合い等がどのように行われてきたのか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） これについては、それぞれ学校でのいろいろな会議、PTAの会議もありますし、それから学校主催のいろいろな会議がありますので、その都度、学校から保護者の方に投げかけているというか、そういうやり方をしておはいます。

○議長（三浦清人君） ここで昼食のために休憩をいたします。再開は1時10分といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（三浦清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） 家庭での役割といいますと、やはりいじめが許せない行為であるということをお子に十分理解させるということだろうと、それに尽きるとおはいます。

そして、次に一番大事なのが、子供たちでございます。子供たちがいじめを発見したり、また、友達などから相談されるといったケースもあろうかとおはいますが、そうした場合の対応などの指導は行われているのかどうか伺いたおはいます。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） いじめの認知の仕方については、先ほど来申し上げましたけれども、そのいじめが起これたということについては、それはやっぱり学校としては真剣に受けとめまして、それでどこに問題があるのかということを含めてきちっと対応をしておはいます。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

- 11番（星 喜美男君） 子供たちはきちっと対処できるという捉え方でよろしいですか。
- 議長（三浦清人君） 教育長。
- 教育長（佐藤達朗君） 子供同士で解決できない問題がいろいろありますので、それには当然教師が間に入って、学校が間に入って、そして解決に至るまで段階を踏んで指導していくというやり方をしております。
- 議長（三浦清人君） 星 喜美男君。
- 11番（星 喜美男君） 学校によってと違いますか、町、行政ですかね。ワークショップ等を行っておる学校などもあるようですが、私はこれが一番非常に効果のある、有効な方法だと思っておりますが、それに対しての考えと、これまでそういったことが行われてきたことがあるのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。
- 議長（三浦清人君） 教育長。
- 教育長（佐藤達朗君） いじめ対策について各学校で具体的にどのようなワークショップをやっているのかというのは、具体的なことは把握しておりません。ただ、先ほど申し上げましたように、いじめ問題の防止の基本条例の中で、いじめの解決に当たって、具体的な事例を通して、そして問題解決に当たっているという学校はございます。
- 議長（三浦清人君） 星 喜美男君。
- 11番（星 喜美男君） ちょっと今、私、新聞の記事2例ほど持っていたんですけども、今ちょっと出てこないんですけども、以前、確か美里の学校、どこの学校かちょっと覚えていないんですが、美里なんかも行っておりましたし、最近では利府の、それは確か高校だと思えますが、いわゆるいじめについてどういうものかということと、やはりいじめを発見した場合はどうするのかといった、そういったテーマで、いろいろいじめだけに絞った話し合いを行って、そしていじめをなくしていきましょうといった話し合いがなされておると。そのような記事を見たことがあるんですが、いかがですか。
- 議長（三浦清人君） 教育長。
- 教育長（佐藤達朗君） 昨年から、失礼しました、今年度かな。各学校で教育事務所の指導主事を要請して、指導主事訪問というのをやっているわけです。従来の指導主事訪問というのは、丸一日を使って先生方の授業を見て、そして各授業ごとに担当の指導主事が指導に当たるという形をとっていたんですけども、形を変えまして、いじめ問題に特化した形で、全教師が幾つかのグループに分けて、具体的な事例をもとにしたいわゆるワークショップ的なそういう話し合いの場を持って、それを教育事務所の指導主事先生からのご指導をいただく

という、そういうことを各学校でやっております。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） それは、教師がということですね。やはり、子供たちもしっかりいじめは絶対だめなんだよという捉え方を認識させるというのが非常に大事なのだらうと思っています。

今、ちょっと新聞を見つけたんですけれども、2015年の新聞なんですけれども、小牛田中学校では、実現するぞ、いじめゼロといったそういった記事で載っております、子供たち、1年生から3年生が8人から9人ずつに分かれて、30班に分かれて、ネットいじめ等をテーマにして、そして議論を交わしたという記事がありまして、子供たちがいじめがだめだという捉え方を、感じ方をしておれば、やはり発見した際にもそれが情報として伝わってくるのも非常に早いのかなという感じがしますが、いかがですか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） いじめの問題の解決に当たっては、子供たちの立場では、道徳の授業だとか、それから特別活動の授業の中では指導を受けております。ただ、今議員がおっしゃったように、児童会とか生徒会が中心となって、いじめゼロということを目指して、自分たちから取り組んでいくというその姿勢は非常に重要だと思います。今後、このことについては、やはり検討していきたいなと思っています。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） ぜひ、それは進めていただきたいと思います。

そして、次に、地域社会、事業所を含む地域社会の役割として、どういったことができるかと考えているのか、どういったことをしてほしいと考えているのか、その辺伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） いじめ問題というわけではなくて、子供のいわゆる教育、子供の成長に当たっては、学校、家庭、地域が一体となって取り組んでいかなければならないと。それに当たっては、やはりそれぞれの立場で子供をしっかり見つめてほしいというか、そういう体制というか、そういう取り組みはこれは絶対必要だと思っています。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） それぞれの地域において、しっかりとした見守りやら声がけ等を地域が連携して行って、子供たちがしっかりと安心して過ごしていけるような環境をつくってい

くのが望ましいものだろうとっております。そういったところで、やはり事業所と上もし
っかりと声かけ等を行って進めるべきだろうとっております。

次に、3番に入りますが、インターネットについてですが、先ほども答弁をいただいておりますが、やはり定期的にしっかりと監視をする必要があると思っておりますが、その体制はどのように考えておられますか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） インターネットの正しい使い方については、先ほど来申し上げましたけれども、日常的に子供たちがインターネットを使ってそのような行為をしたのをチェックするというのは、なかなか難しい状況にあります。したがって、やっぱりこれについては、家庭の協力も得たりして、そういうものについては絶対にそういうことはやらないようにというやり方を投げかけるのが必要かなと思っております。

さらに、料金の問題もありますし、有害情報のフィルタリングの問題だとか、さまざまなこの利用の仕方については、子供たちにも話してありますけれども、保護者の方にも呼びかけておりますので、協力をいただきながら網の目を張るような形で監視をしていくというか、そういう体制は必要かなと思っております。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） 千葉県の柏市が、LINEを監視するアプリを市の中学校の保護者に無償提供するという実証実験を始めて、早期発見、解決するための取り組みということで大変話題になっておるようでありまして、賛否両論あるようでございますけれども、ただ、捉え方としてはいじめを発見しなくすということが基本でありますから、これも1つあってもいいのかなという感じがいたしておりますが、その捉え方として、どのように感じておりますか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 1つの事例としてお聞きしました。これは、非常に好ましいことだと思います。この事例だけではなくて、やはり子供たちに有害情報も含めたいじめの問題、インターネット等を使った利用の仕方等については、やっぱり絶えず繰り返して指導していくということが重要かと思っております。

なお、このようにアプリを使ってやっていくというやり方については、いろいろとこれから検討するに値するものだと思っております。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） ぜひ検討いただきたいと思います。

そして、もう1つは、先ほど申しましたように、ネットを調べるとというのは1人2人がやってもなかなか見つけにくいものだろうと思っておりまして、これをやっぱり事業所等を含めたいいろいろな方々に、そういった目配りをするようなことをお願いをして、そして皆で監視を進めていくというやり方もあるかと思うんですが、いかがですか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 議員がおっしゃるとおりだと思います。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） ネットでのいじめは周囲から見えにくくて、大変注意していく必要があると思います。しっかりと対応いただきたいと思います。

次に、4番目の早期発見及び対処のマニュアル化ということでございますが、初期対応は非常に重要であります。これまでもさまざまな例がありまして、私が覚えておるこれは最悪な例だろうと思うんですが、いじめを訴えた子供が、いじめた子供と即座に話し合いをさせて仲直りをさせようみたいなことがあって、非常に最悪の事態になったという、今でもしっかりと覚えておるんですが、そういったことも含めまして、いじめられた子供を保護するという観点からも、しっかりとマニュアル化しておく必要があるかと思うんですが、いかがですか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 宮城県の教育委員会で、具体的な対応マニュアルを作成しましたので、それに沿って各学校では研究というか、話し合いをしているところでございます。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） ぜひ、そういったことでしっかりと対応いただきたいと思います。

多分、次の学校いじめ基本方針の策定ということで、先ほど全ての学校がもう策定済みだということでございます。ただ、この……5番目に入ります。この基本方針なんですが、これを私、ネットを見て、志津川小学校はすぐに出てきたんですけども、他の学校はなかなか見つけづらいです。学校だより等でホームページ等から入っていても、なかなか基本方針が見えづらいものがありまして、これは保護者なり地域なりがきちっと知っておくのが効果の高いいじめ防止につながるものだろうと思いますが、その辺についてどのように考えられますか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 基本方針については、先ほど申し上げましたように全ての学校に整っておりますので、学校にはございます。それについては、保護者の方には多分学校からは説明がなされていると思います。ただ、ホームページでなかなか見られないということも事実だと思いますので、各学校にはございます。それから、保護者の方にはそのことは伝えているかだと思います。ただ、それをマス刷りをして全部の家庭にそれを配付するというやり方は、しているかどうかちょっとその辺は確認しておりません。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） いじめ防止の基本方針を参酌して、その地域の実状に応じた基本的な方針を定めるとされておるようでありますので、やはり地域の実状にあったやり方をするのが望ましいだろうと思っております。そうしたことから、やはり地域を巻き込んで、地域の皆さんが知っておいたほうが、より効果が上がるのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 議員がおっしゃるとおりでございます。ここにあるのは、南三陸町のいじめ防止基本方針ですけれども、これと類似したものが、もちろん、各学校の実態が違いますので、これに類似したものが各学校では備えてあるということです。ただ、これは絶対的なものであるかは、いろいろと賛否があると思いますけれども、地域の実態を踏まえた形でより細かく作成していただくということは、それはそのとおりだと思います。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） そして、最後に聞きたかったのが、その地方いじめ基本方針の策定について町はどうなっているのかということで、ちょっと聞きたかったんですが、28年度の文科省の発表の中には、まだ届いていなかったのかなという感じがいたしておりましたが、町としてもしっかりとそれを策定したということでありましたら、いいことだろうと思っております。1町だけが策定されていないんですよ。宮城県の中で。35市町村ある中で。それは、うちの町ではないことを願っておったんですが、きちっと策定されておったということであれば、非常によろしいかと思えます。いつごろ策定されましたか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 平成26年度5月に、もうつくってあります。それから、現在作成中、委員の皆様方にご理解いただいておりますけれども、教育振興基本計画を現在つくっております。その中でも、このいじめについては、しっかりとうたい込んでありますので、よろしくをお願いします。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） このいじめ防止基本方針は、あらゆるもののもととなる部分、行動計画の部分だと思いますので、それがしっかりとできておればよろしいかと思ひます。

以上で、私の通告した質問は終わりました。全ての子供はかけがえのない存在でありまして、一人一人の心と体は大切にしなければならないものと思ひております。そのようないじめを防止して、次代を担う子供たちが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えていくのが全ての町民の責務であると思ひております。これを、いずれ、いろいろ精査をしながら議会に提案をして、議会の賛同をいただき、そしてさらに精査をして、議会議決によるいじめ防止条例の制定に結びつけたいと思ひております。そういった意味で、当然町と局との連携、また、学校、教育委員会との連携も必要ですし、専門的な知識も必要だと思いますが、その辺のご指導とご協力をいただけますか。町長と教育長に伺って終わりといたしたいと思ひます。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど来の、教育長も答弁しておりますように、いじめ問題について、これは町をあげて取り組まなければいけない問題だと思ひておりますので、また、議員の皆様方も能動的にこういう問題にかかわっていただけるとするのは、我々も大変ありがたいと思ひておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 非常に私、素晴らしいことだと思ひております。やはり子供の成長というのは、多くの方が見守るということが一番重要でございますので、そういう意味では前進した考え方、非常に私も賛同したいと思ひております。

○議長（三浦清人君） 以上で星 喜美男君の一般質問を終わります。

通告2番、須藤清孝君。質問件名、戸倉地区の地域創生について。以上1件について、一問一答方式による須藤清孝君の登壇発言を許します。1番須藤清孝君。

〔1番 須藤清孝君 登壇〕

○1番（須藤清孝君） ただいま議長の許可をいただきましたので、壇上より初めての一般質問をさせていただきます。

1件の質問を通告させていただいておりますので、この壇上より、戸倉地区の地域創生についてということで、町長にお伺ひさせていただきます。

復興も加速し、発展期を迎える中、戸倉地区においては他地区に比べ目に見える実感が少な

く感じる現状で、住民は黙して踏ん張っています。さらに、三陸道の延伸に伴い、ストロー現象の影響による当該地区のにぎわいが薄いと感じている住民の声がある、これからの発展期に向け、戸倉地区のにぎわいと活力ある地域づくりの方向性と振興策をどのように考えているかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、須藤清孝議員のご質問、戸倉地区の地域再生ということについて、お答えをさせていただきます。

戸倉地区は、ご承知のように契約講に支えられたコミュニティと、行山流水戸辺鹿子躍などの伝統文化が受け継がれる郷土色、地域色豊かな地区であります。最近では、カキのA S C 認証や銀鮭のG I 登録、さらにはラムサール条約登録を目指す活動など、戸倉地区の気候や風土、土壌といった特性を生かした町をあげての取り組みが行われております。

これらの、これからの町づくりは、人や自然環境、歴史、文化など地域の資源をいかに生かすかと。自立した地域を形成していくことが求められております。そのための施策、事業はどのような個別事業であれ、このような地域の資源を有効に使いながら、相互に、そして密接に補完、影響しあう中で取り組むべきものだと考えております。

戸倉地区においては、平成28年9月に地域コミュニティ再生の場として戸倉公民館を整備し、物理的な集いの場とともに、震災記録室の整備により、震災後の地域文化伝承の場を確保し、町づくりの視点を具現化したところであります。

また、ネイチャーセンターが水産振興のための調査、研究や環境教育の拠点施設として戸倉公民館内に整備される予定であります。さらに、自然との触れ合いを提供する海のビジターセンターや、志津川自然の家、神割崎や利用者が順調に増加している町内唯一のキャンプ場もあり、これほどの施設がそろった地区は、本町ではほかにはございません。この戸倉地区の有利な社会資源と環境を活用して、震災前からのスポーツによる地域内での交流活動などを足がかりに、協働による地域づくり、にぎわいづくりにつながるように、情報発信や活発な町づくりを推進する補助制度等の活用等も含めて、支援をしてまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 1 番須藤清孝君。

○1 番（須藤清孝君） 自席からの質問の前に、少しお時間をいただきたいのですが、今回の一般質問に当たって第二次総合計画に基づく南三陸町の未来創造のあり方を再度確認してまいりました。

戸倉地区の地域創生という形で質問を出させていただいたわけですが、1つだけ、一応、前に明確にしておきたいんですけども、決して地域にこだわっているわけではなくて、考え方として、戸倉で起きている問題は普遍的にどこにでも起きている問題なんだという捉え方で今回臨んでおります。簡単に言うと、戸倉で起きている問題は、全国のどっちこっちでも起きているという捉え方で臨みたいと思います。よろしくお願いします。

きょうは、私なりに感じたことを発展的に向けてつなげられるような質問になればよいなと思っております。

それでは、まず、いろいろなキーワードをいっぱい出していただいたので、拾えるところからやらせていただきたいと思います。

それでは、改めて自席から質問させていただきます。

ラムサール条約はことしの10月にドバイで開かれるんでしたかね。そうですね。というお話が出ていますけれども、ラムサール条約の目的に、保全・再生、賢明な利用、交流・学習の3本柱がラムサールの大きな特徴と示されています。先日開かれた臨時会の際に、漁港整備の発注のときだったと思うんですが、偶然に細浦漁港、あと順番的に折立漁港と2件が続いて審議されたときに思ったんですが、あそこには、もともと干潟があって潮干狩りが、後々調べてみたら県の重要な干潟に指定されていらっしやると、選定されていると。その当該漁港整備が及ぼす生態系とかに及ぼさないのかなとちょっと思ったんですね。なので、その影響があるのかどうかも専門的なのでわからないし、その辺の配慮とか、もしされているのかどうかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（田中 剛君） 議員ご指摘の、例えば折立漁港における干潟ですが、先日私も現地をちょうど干潮の時間に見てまいりました。確かにおっしゃるとおり、立派な干潟が展開しておりました。県が進めております防潮堤工事もそうですが、その干潟には抵触しないように、法線計画を定めております。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） ご案内のとおり、ラムサールの基本的な考え方というのはワイズユースという、いわゆる自然を、自然と人がどのように共有していくかと、共用していくかというそういう基本的な観念がございますので、そういったことも含めて、我々としても申請をさせていただいておりますので、今ご指摘の、確かにあの場所は昔、戸倉の漁協の婦人部の皆さんがアサリの稚貝の放流をして、あの場所でアサリとりをしていたというそういう歴史的

なことがございますので、これはうちの町としても、その辺は十二分に配慮した形の中で、県にもお願いしてきたという経緯がございます。

○議長（三浦清人君） 須藤清孝君。

○1番（須藤清孝君） ちょっと本当に、素人ながらの心配で、町がそこまで考えないでやるわけがないだろうなと思いつつ、この質問を1個目にぶつけてきてしまったんですが、何せ湾内には絶滅危惧種にも確認されている魚とか貝が確認されていたということも、今回調べているうちにわかってきて、その辺もやっぱり考慮した上で、本気でラムサール条約を取りにいつているんだらうなという思いが私的にも強く思いまして、その辺で確認をしたくて今質問をしました。

2番目の賢明な利用。賢明な利用とは、湿地の生態系を維持しつつ、そこから得られる恵みを持続的に活用することと示されていて、今ちょっと話題にも触れましたが、思わずこの文言を読んだときに潮干狩りを連想してしまいまして、町民の皆さんの中には、やっぱり大変多くの潮干狩りファンがいると思います。折立のこの干潟も、以前はアサリが……済みません。潮干狩りで大変にぎわっておりました。今その技術参事からもお話がありましたとおり、細浦も含めて干潟には干渉しないような工事で進めるというふうに捉えてよろしいんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（田中 剛君） そのとおりでございます。

○議長（三浦清人君） 須藤清孝君。

○1番（須藤清孝君） これで、町民の皆様も本当に安心していると思います。できれば早くにぎわいを取り戻したいと望んでいる町民も多いと思うので、よろしく願いいたします。

あと、3つ目の交流・学習について、ラムサール条約では湿地の保全や賢明な利用のために、広報、教育、参加、普及活動を勧めていることを議決しています。今示した広報、教育、参加、普及活動、この4項目を担えるのは、先の議会でも一般質問でほかの同僚議員が質問したと思うんですけども、ネイチャーセンターではないかなと。先ほどの町長の答弁で、ネイチャーセンターが戸倉公民館で、前回の議会では、今その話が出たばかりだった。もう一度、再度確認したいんですが、ネイチャーセンターは戸倉公民館で決定ですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） ネイチャーセンターにつきましては、いろいろな経緯がございました。

最初の位置も、松原公園のほうにというのもありましたが、前にもお話ししましたように、基

本的にあそこの造成工事が残念ながらあと3年以内ではなかなか終わらないと。多分造成工事は終わると思いますが、その上物は全く時間的にも3年以内に間に合わないということがございましたので、その場所に建設をするというのは断念せざるを得ないということ。それからもう1つは、将来的な、先ほども総務財政委員会でもまとめでありましたように、将来的な財政負担を後世に残すのは果たしてどうなんだということが、基本的に我々としてもございます。そういった中で、今、ネイチャーセンターを使える場所とといいますか、施設とすればどこにあるんだということも、随分我々も考えてまいりました。その中で、最良とといいますか、ある意味、町内である施設の中で使える場所というと、戸倉公民館の2階が、これが使える場所になるだろうということですので、面積的にも大体それを十分だというふうにお聞きしてございますので、そちらにネイチャーセンターを再開するというこの意思決定はしてございます。

○議長（三浦清人君） 須藤清孝君。

○1番（須藤清孝君） それでは、その話をいただいたので、関連的にちょっと質問をさせていただきます。

ネイチャーセンター準備室というのがございますけれども、今こちらにはどれぐらいの人数の方で仕事をなさってらっしゃるんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 今ネイチャーセンター準備室につきましては、第2庁舎で拠点を持って活動しておりますが、復興庁からの派遣の職員1名で当たっております。

○議長（三浦清人君） 須藤清孝君。

○1番（須藤清孝君） 復興庁からの1名ということは、町の職員は入っていない。この1名で準備室という仕事は十分間に合ってらっしゃる。ちょっと仕組みが、ごめんなさい、わからないので。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今いる職員は、阿部君と言いまして、前、町の任期つき研究員としてお勤めをいただいていた。その後北海道大学のほうにかわりまして、震災を契機にまた南三陸町で、地元の自然形態、これを改めて自分として仕事としてやりたいということで、町の職員という立場ではなくて、今度は復興庁の任期つき職員という形の中で、うちのほうにおいでをいただいておりますので、復興庁の職員というよりも、どちらかというと南三陸町の自然形態、とりわけ海の問題については大変お詳しい方でございますので、その方

にお願いして、今進めているというところです。ただ、準備室、今お一人でございますが、基本的にネイチャーセンターが本格的な運用になっていけば、1人では当然足りないわけでございますので、改めて、また、研究員……どういう立場で採用するかわかりませんが、人数は増員をしたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 須藤清孝君。

○1番（須藤清孝君） そうすると、今町長がおっしゃいました、少し先の話に体制を整えていく。その準備段階。人数とか、その配置を決めるタイミングとかというのはいつごろというのは、今の時点ではまだ考えてらっしゃらないんですか。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 整備が完了しますのが、今の見込みですと、31年度にしか復興交付金を活用していくということで、ならないだろうと。差し当たり来年度につきましては、町の任期つき研究員、あるいは町の任期つき職員、いわゆる町の職員として2名体制を考えているところでございます。将来的にはですが、ラムサールのワイズユース、賢明な利用の部分とか、まだ取っていないのであれですが、方向性を見きわめた上で、基本的な計画の中では4名から5名体制というのが25年度に策定した計画では人数つきにはなっていますが、そこに事務的な要素も加わる部分もありますので、事務職員を水産振興係と兼務的な立場で、今もそういった形でやっておりますけれども、そういった人数も含めて近い将来的な部分は今後検討していきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 須藤清孝君。

○1番（須藤清孝君） 確認も含めて、新年度には2名体制というのは、今復興庁から来ておられる方と、ほかに2名じゃなくて、1名出して、2名。最終的には四、五名ないし6名ぐらいと今見込んでらっしゃる。はい、わかりました。ありがとうございます。

人数、体制は人数の体制もあれば、運営体とっていいんでしょうか、施設をもともとは活用センターでの活動が主となっていくとは思いますが、その活動をしていくための準備というのは、人数が増員されてから順番に行っていく予定でいいんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、人数の問題でいろいろご懸念をいただいているわけですが、基本的にラムサール条約が、これが登録になれば、これはある意味、日本の志津川湾ではなくて世界の志津川湾になると思っております。したがって、日本国内だけではなくて、世界から多くの方々がおいでをいただくということになるかと思っております。とりわけ、そう

いった方々に対応するためには、それ相応の人員体制は整えなければいけないと認識してございますので、いずれ10月に、結果が吉と出るか凶と出るか今のところはわかりませんが、基本的には何とか取れるような方向で我々も頑張っただけでこれまで来ましたので、何とか取れるようにしたいと思っております。その後で、体制も含めて、どのようにしていくかということについては考えていきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 須藤清孝君。

○1番（須藤清孝君） 人数の質問の聞き方が、どう表現したか、なかなかちょっと今伝わりづらかったと思うんですけども、今町長の答弁をいただいて、それを言いたかったんです、私。先々来るであろう世界規模の見地から見たときに、人数の体制としてはどうなんだろうということを知りたいんです。ありがとうございます。

決まってからの話なので今質問をすることじゃないのかもしれないんですけども、総合計画を読み返せば読み返すほど、いろいろな意味で、地域づくりだったりとか町づくりだったりとか、いろいろな構図が明確に示されていて、その中にやっぱり町と民間と住民との連携、相互協力みたいな捉え方というワードも出てきたと思うんですが、例えばこのネイチャーセンターが完成したときに、相互協力していける民間団体とかコーディネートする人とか宣伝する団体とか、そういった団体とか多々あるかとは思いますが、そういったところとの協力体制というのはお考えですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） これ、ちょっと長くなるかもしれませんが、基本的に、この震災でうちの町の基本計画の中に打ち出したのが、電気もない水もない、そういう中で生活をしまして、そういった意味を込めて将来的にはエコタウンへの挑戦ということの基本計画の中には柱を出させていただきました。その中で、我々として最初にやったのが、バイオマス産業都市の認定を受けました。バイオマス産業都市の認定をいただきまして、その後に最初に取り組んだのが、ペレットの製造、販売に取り組んだんですが、残念ながら、入り口出口の出口戦略のほうで頓挫をいたしました。工場をつくって、採算をあわせるには1,000トンを年間使わなきゃいけないというんですが、なかなか1,000トンまでの需要というのは全くないということもございましたので、ここはちょっと断念といたしますか、暗礁に乗り上げたというのが正直なところですよ。

ただ、その後に取り組んだのが、ご案内のとおり、バイオです。いわゆる家庭生ごみを分別をして、それをエネルギーと液肥に変えて循環型社会をつくろうということのほうに方針転換

をさせていただいて、これはアマタさんという民間の企業が非常に積極的にご協力をいただいで、最初は旭ヶ丘で試験をやらさせていただいて、それから全町にお願いをさせていただいて、今家庭の生ごみを分別ということでやらさせていただいて、それはご承知のことだと思います。

そこから含めて、いろいろなさまざまな民間と取り組んできてまいりました。先ほども申しましたように、F S Cの問題であったり認証だったり、あるいはA S Cの認証であったりと、本当にエコタウンへの挑戦という1つの柱を掲げたことによって、民間の方々がそれぞれの立場の中で、いろいろな取り組みをこれまで展開していただきました。これは、民間の方々が何をお考えだったかというのは、震災前と同じような町をつくってもしようがないと。これから持続可能な新しい町をどのようにつくるんだということの、やはり皆さんにとっては、そういったそれぞれの個々の問題、課題、そういうものをある意味具現化したいという思いが、こういう形であらわれてまいりました。

その一環としてラムサール条約というのがあるわけでごさいます、こういった、南三陸町に行けば、自然環境を勉強するなら南三陸町に行きましょうと、そういう町をつくりましょうというのが、このエコタウンへの挑戦の計画の根っこの部分でございますので、これをやっぱり南三陸町として、これからも曲げずに、曲げることなくぶれることなく、これは進めていかざるを得ないと。これが、これからの南三陸町の1つの町の売りになっていくと思っておりますので、腹をくくってしっかりとやってまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（橋本貴宏君） ネイチャーセンターの官民連携のお話でございまして、この点につきましては、現在企画課の地方創生官民連携推進室におきまして、まだ具体的にどうということを確認的に申し上げることは困難でございしますが、30年度予算におきまして、これから審議いただくわけですが、地域資源プラットフォームというものを新たに立ち上げることとなっております。そちらのほうで、そちらの活動として、ネイチャーセンターと連携して共同研究を行ったりというような局面も出てまいるかと思っておりますので、そういった民間とネイチャーセンターの連携活動というものについても、町として十分に取り組んでまいりたいと考えておるところでございまして。以上でございまして。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 突然指名を受けましたので。

民との連携につきましては、町の部分につきましては、今企画のほうから申し上げましたけ

れども、そのほかにもネイチャーセンター友の会とか、いろいろな協力をいただいている団体がございます。既に先月、先々月ですか、開催しましたラムサール条約にかかわりますシンポジウムのときも、ワークショップなど体育館で行っていただきました。そのほかに、国レベルのいろいろなNPO団体とか、いろいろな団体がかわりながら、志津川の登録を目指して盛り上げているという状況でございますので、ことし10月に結果が出た際も、今後の取り組みにおきましても、そういったいろいろな民間団体との連携というのは、まずは欠かせないものだと思いますので、今のつながりも含めて、取った後もうまく連携をしていきたいなと思っています。

○議長（三浦清人君） 須藤清孝君。

○1番（須藤清孝君） もう、そもそもこれからの余り先の話なのであれですけども、これからの体制も向かうべき方向性も、しっかりと今明確に示していただいたので、いわゆる南三陸町がモデルケースになるべく、というその南三陸ケースというものを確立して、それを世界に発信していくというお考え、私も共感いたします。自分なりの立ち位置で、立場でしっかりネイチャーセンターのことに限らず、前向きに協力し、検討していこうと思います。

それでは、もう1つ、気になる施設の質問をさせていただきます。

当町において、重要な観光拠点であります、先ほど町長の答弁にもございました神割キャンプ場と神割観光プラザについてお尋ねします。

当該2施設は、確か指定管理者をおいて管理なさっていたと、管理運営をしていたと思うんですけども、現在の管理者に委託されるまでの経緯というのはどのような形だったんでしょうか。私が多分入る前の話だったと思うので、確認のためお願いします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどの前段でありましたように、南三陸モデルというお話でありまして、まさしく我々が取り組んできたのは、そういうふうな、我々はそう意識しているわけではなかったんですが、周りから見ているのはそういうふうな思いを持っていただいております。県内で加美町さんが、うちの取り組みをいろいろな自分のところで特性あるような形の中でやっていただいておりますし、それからパラオから、2回か3回、うちの町においでになりまして、うちのビオの取り組みを研究しております。実は、パラオもいわゆる海水が上がってきているという、地球温暖化で。そうしますと、今までごみをただ単に島のほうに投げておったんですが、そういったのを海水が上がってきて、ごみが流れていくという。そういう環境汚染が心配だということで、南三陸で今取り組んでいるこういうやり方、ごみの

処理の仕方というか、資源化しようという、そういうのを勉強したいということで、知事とか含めて、うちの町においでになって、それはアマタさんのほうで、向こうで指導しているということもございますので、国内だけではなくて、世界にこの南三陸モデルというのが発信をされているということだけはお伝えをさせていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 神割崎キャンプ場と神割観光プラザについて、指定管理というお話がありましたので、説明をさせていただきます。

当該施設につきましては、以前、長きに施設管理をしていただいた方が、年齢的にもちょっと高齢にもなっていて、なかなか一人で対応するのが難しいというご相談を頂戴して、町で指定管理制度をもって、その施設運営をしていこうということで、平成27年度から指定管理を導入しているところでございまして、導入後は非常に好調に推移をございまして、去年は残念ながら夏場天候が不順だったということもありますが、利用客は随分順調に推移をしてきているという状況でございます。

○議長（三浦清人君） 課長。今やっている指定管理になるまでの推移を説明してくれって。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 済みませんです。

具体的に、以前の方が、いつからかというのはちょっと存じ上げないんですが、個人の方にずっと委託をする形で維持管理と、それからプラザの運営をしていただいております。それが、多分何十年という単位だったと思いますが、運営をしてきていただいて、先ほど申し上げたとおり、なかなか、ご高齢にもなられて、維持管理するのが大変だというご相談を受けて、町でも検討いたしまして、平成27年度から指定管理制度を導入したということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 神割の管理の形態については、観光課長が申し上げたのが大体であります。個人の方に維持管理をお願いしておりましたが、どうしても困難であるということから、町として、あの神割崎、非常に大きなキャンプ場でございますので、どういう体制がいいかということ町として検討した結果、指定管理制度を導入しようということでございます。

一定の仕様書をつくりまして、参加をする方を募りました。ちょっと今、何社、何人が手を挙げたか覚えていないんですけども、複数の方が手を挙げられまして、それで審査会を経て、今の観光協会に決まったとそういう経緯があります。

○議長（三浦清人君） 須藤清孝君。

○1番（須藤清孝君） わかりました。実は、いろいろ勉強をしなきゃいけないと思って、いろいろ調べていたんですけども、企画課長が今おっしゃられた仕様書みたいなものは出てきて、それは一通り目を通したんですが、その経緯というのが、ちょっと私、探しかねましたので、今それを先に聞いてみたいなと思って、経緯もわからないで、この先の話ができないなと思ったものですから、一番最初に質問させていただいたんですけども、去年はちょっと夏場、気候によって数字的にはという感じだっというお話をいただきましたが、管理者がかわってからは順調だということで、その順調の背景には、何かこう、町の商工観光課と密接にやりとりというのはあったり、実績評価みたいな指導とか報告みたいなやりとりというのは行われているのでしょうか。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 済みません。後ほど、はっきりと確認をさせていただきますが、指定管理の制度を導入したのは、合併直後ぐらいからだったと思うんですね。指定管理者がかわったのが平成27年度ということになりますので、後ほどそこは確認させていただいて答弁させていただきたいと思います。

毎年度、指定管理者とは年度の協議をさせていただいて、本年度取り組む内容等々について、事前に打ち合わせをさせていただいております。もちろん、年度を経過した後に、当該年度の取り組み状況がどうだったのかということは評価をして、次年度への取り組みにつなげているということでございます。

なお、現指定管理者であります観光協会につきましては、レストラン事業は自主事業として事業展開をさせていただいているという状況でございます。基本的には建物の維持管理と、それからキャンプ場の維持管理運営を補っていただいているということでございます。

いろいろ、新たな取り組みをしていただきながら、情報発信に努めていただいたり、地域の行事等々に参加をしていただいたりとか、そういう取り組みもしていただきながら、神割崎への誘客に努力をさせていただいているというところでございます。

○議長（三浦清人君） 須藤清孝君。

○1番（須藤清孝君） ごめんなさい。ちょっと、今スピードについていけなくて、今整理しておるんですけども、レストラン事業は自主事業、建物の管理を行いつつ、そこでやる分の内容はそっちでという意味ですよね。はい、わかりました。

私は入谷出身で、15年ぐらい前に戸倉という土地に嫁いでいったものですから、15年も土地

で生活していると、契約講であったり、消防団であったり、地域同士のつながりだったり、学校とかのつながりだったり、いろいろなつながりがある中で、398号線という沿岸沿いに属したひよろ長い、というか細長い戸倉地区っていう独特の地形において、正直、若干利便性の悪い地区だなと思っていました。思っではいるんですけども、ただ、そういう地区の中で神割キャンプ場というあの場所は、住民にとってはものすごいにぎわいとか、交流の大切な場所でもあったという話を地域の人から伺ったことがあります。昔は各地に長清水だったりとか海水浴場が細かく点在していて、シーズンになると、国道に渋滞ができるほどだったんだ。いろいろな人たちが集まって、いろいろなお店やイベントや企画が盛りだくさんで、ものすごい、その話をするときってその人たちの目がすごいきらきらしているんですよね。だから、その話でしかないんですけども、渋滞は私、自宅の前以上に、元藤浜小学校があったあたりまで、神割から続く渋滞というのは、私が嫁いでもゴールデンウィークの潮騒まつりですか、あのあたり、何度もやっぱり見えています。多分、地元の皆さんが言っていた光景というのは、こういうことで、実際キャンプ場というのは、潮騒まつりのときとは比較にならないほどの多分にぎわいと活気があったんだなと、私が勝手に感じているんですけどもね。そう感じてしまった分、最近の神割の雰囲気、今、冬という季節もあるからですけども、ちょっとすごく寂しく感じていて、ここから先、総合的町づくり、発展的に向けていく中で、新しいものばかりじゃなくて、神割キャンプ場みたいに歴史のある施設は歴史のある施設で見直すべきところは見直したりとか、いいところをよりもっといいようにして、それで町づくりの勢いとしてやっていけたらいいなと私は思っています。

というのも、南側といたらいいんですか、南三陸町で考えたら、神割ってやっぱり入り口じゃないですか。南側の、やっぱり玄関口からにぎわいを見せて、どこに行ってもにぎわっているという町づくりを、町長、目指していると思いますから、私もそういう光景に協力できるように頑張っていきたいと考えています。口がからからで済みません。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） もっと古い歴史をいうと、今、我々簡単に観光という言葉を使っておりますが、神割崎は旧志津川時代に、観光の発祥の地です。それほどずっと昔から、あの場所が志津川の観光の拠点という形の中で位置づけられてまいりました。ですから、もう何十年になるのかな。半世紀以上だと思います。それほどの場所でございますから、たくさんの皆さんにこれまでもおいでをいただいたということもございますし、それから、今お話しに、震災前、北上町と合同で潮騒まつりを開催させていただいたんですが、とりわけ、そう大した

出し物があるわけではないです。ただ単にブースが幾つか並んでいるだけで、そこに草っぱらにみんな座って、ビニールシートを敷いて座って、いろんなものを食べたりというだけなんですけれども、それでも何万人という方が、あの場所においでになりました。それは何かというと、やっぱり神割崎という雰囲気だと思います。それが、大変皆さん方に受けて、皆さんにおいでをいただいた場所になったんだろうなと思っております。

確かに今、なかなかそういったイベントの仕掛けも少ないというふうにあるんですが、1つ隠れスポットで、2月と10月には割れ目から太陽が昇るといって、本当にカメラマンの方々にとっては垂涎の場所となっているんです。ただ、その神割崎も問題はございます。というのは、やっぱりあそこの施設整備しましてから、随分時間がたっておりますので、今、レストランで使っていただいている建物、それももう大分老朽化しているというのがありますし、それから、ログキャビンがあるんですが、それも大分老朽化をして、このままでちょっとなかなか使うのが難しいかなという思いもありますし、オートキャンプ場もそうです。そちらも大分老朽化をしているということがございますから、基本的にはこういった全体を、年次計画の中で、ある意味直していく必要があるんだろうと。そうでないと、指定管理で受けている方々のご苦勞が年々大変になってくると思っておりますので、その辺含めて、我々としても考えていかなきゃいけないと、そう思っております。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 先ほどの、指定管理の経緯といたしますか、資料がありましたので、改めてご説明させていただきます。

現在の観光協会は、平成27年度からであります。その前の指定管理の団体ですけれども、神割崎の観光物産振興組合という名称で、平成18年の9月1日から指定管理ということで、お願いをした経緯がございます。それ以前につきましては、町が直営で管理をしていたものと思われまます。

○議長（三浦清人君） ここで、暫時休憩をいたします。再開は2時半から。

午後 2時14分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

一般質問を続けます。須藤清孝君。

○1番（須藤清孝君） ちょっとお時間をいただいて、ほっとしたので、改めて。

質問じゃないです。もう持ち玉がないので、まとめに入らせていただきます。

前段でもお話させていただいた、総合計画に基づく南三陸町のあり方を考え始めたときに、町政4期目の町長の所信表明の8つの柱を理解しました。わかりやすく明確に示された向かうべき方向性と共通理解。挑戦できる仕組みをつくって南三陸町の挑戦が南三陸のケースとして日本の未来を切り開く。南三陸町全体で未来を共有する。私も、何度も申しますが、やっぱり私も共感しております。

今の時代、フェイスブックやツイッター、またはインスタなどを活用している人が多い中で、日常的に利用者の皆さんは、いいねボタンを押しなれていると思うんですね。よいことにはよいというアクションを起こす習慣ができています。仕事柄、この町で暮らしている皆さんの生の声を聞くことが多いんですけども、なぜかその声だけは、いいねボタンじゃなくて否定的な声が多く聞こえちゃうんです。

いいねボタンという、その心の声というか、それは動作で、行動で起こせるんだけど、生の声を多くあげてもらえるような形になり得るように、私たちも努力しなければならないと思うんですけども、町長はその辺に対してどういう思いがございませうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 何を答えればいいのか、ちょっと今考えていました。

ごらんとおり、町で大事なことは情報発信をいかにするかということが非常に大事だと思っています。ご承知のように私もフェイスブックをやっております、1日1回は必ず情報をあげるということにしております。それは、主に町のイベントとか、あるいは私の行動を皆さんにわかっていただくというようなことで出させていただきますが、今、やっぱり私のところで2,300人ぐらいがいらっしゃいますので、友達がいるので、その中で大体毎日300件以上の方が、いいねボタンを押してもらえるということになっているんですが、基本的に、ある意味大事なのは、先ほど申しましたように、どうやって自分たちの町の情報を、いわゆる正しい情報をしっかり出していくかということだと思います。どうしても、SNS等を含めて、いわゆるネットでいろいろな誹謗中傷等がたくさん出る社会でもあります。ですから、そういったことに、いちいち惑わされることはなくて、要は正しい情報をしっかりと出し続けるということが、ある意味南三陸町を全国に向かって発信をするということにつながっていくのかなと思いますし、これは議員さん方も、いろいろさまざまな情報をしっかりと出していただきたいなと私からもお願いさせていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 須藤清孝君。

○1番（須藤清孝君） きょうは、大変貴重な機会を与えていただきまして、ありがとうございました。ごく一部の現状を把握するだけで精いっぱいの時間になってしまったんですが、いずれは一步をきちんと踏み出せるような提案ができるように努めていきたいと思っています。多分、私の一步はまだ序章にしか過ぎないんだと思うので、これから一生懸命努めていきたいと思っています。

仕事如山積みの職員さんたちの中にも、あるいは町内各地で何かやろうかなと思っている人たちもたくさんいると思います。その気にさせる一言が欲しいと町民は何か望んでいるような気がするんです。

最後に、町長に、先ほどの前議員の一般質問でもありましたが、メッセージを首長みずから発信することも必要だと答弁なさっていましたけれども、この議場からもどんどんやっぱり発信していったいいんではないかなと思うんですね。ですので、最後に町長に一言だけ、その気にさせる一言をいただいて、私のきょうの一般質問を終えたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） その気にさせるメッセージですか。なかなか難しいんですが、基本的には、私、ずっと震災後とりわけ感じているんですが、こんなに町民の皆さんが、自分の町を本当に思って活動してくれる人が、こんなに多くいたのかということに改めて痛感を感じています。そういった本当に真正面から自分の町をつくるという方々がたくさんいらっしゃるというのは、私も心強いと思いますし、そういった方々にこれからも大いに活躍をしていただきたいと思っています。

メッセージになりました。ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 以上で須藤清孝君の一般質問を終わります。

通告3番、佐藤雄一君。質問件名、1、入谷小学校周辺道路の拡幅整備は、2、鏡石橋の進捗状況は。以上2件について、一問一答方式による佐藤雄一君の登壇発言を許します。3番佐藤雄一君。

〔3番 佐藤雄一君 登壇〕

○3番（佐藤雄一君） 3番佐藤雄一です。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、壇上より一般質問をさせていただきます。

1件目、質問相手は、町長でございます。質問事項、入谷小学校周辺道路の拡幅整備はということで、要旨は、入谷小学校は皆さんご存知のとおり入谷地区の指定避難場所であるということで、学校の前には3本道路があります。前、両脇とあるんですが、緊急車両等が通る

たびに人々が安心して通行できるような道路が必要と考えます。それについて、町の整備計画について伺いたいと思います。

2件目は（「後で」の声あり）後で……済みません。よろしくお願いします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、佐藤雄一議員の1件目のご質問、入谷小学校周辺道路の拡幅整備についてということで、お答えをさせていただきます。

今お話がありましたように、入谷小学校については、東日本大震災発生直後には多くの被災者の方々が避難して避難生活をおくってきた場所でもありまして、有事が発生の際は、被災者の方々や緊急車両が円滑に入谷小学校に到達できる交通の確保が重要だと認識してございます。

当該路線の課題の1つでありました、視距の確保につきましては、局部区間の建物移転に伴いまして一定の成果が得られたものと思っております。また、車両のすれ違いに係る幅員の確保につきましては、既存の道路用地を最大限活用する形で、一部区間において改良を行っております。今後も車両通行及びすれ違い等が容易に行えるように部分改良を進めていきたいと考えてございます。

また、有事の際の車両通行につきましては、緊急車両等も含めて一方通行等の規制を行うことも有効な手段ではないかと思っております。

今後の道路整備につきましては、平成25年度に策定をいたしました整備計画に基づきまして、町内各地区を接続する路線の整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 3番佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） 3番佐藤です。

学校の近くで、幼稚園もありますし、一部、震災当時拡幅工事が始まったんですが、震災で中断して、その後に、またきれいに上のほうを直していただいたという形の中で、それに伴って、両側に段差もあるし水路もあるんで、子供たちが通る機会が大分あるものですから、その辺の整備もお願いをしていきたいなと思っております。

それと、以前に中学校の入り口のほうの道路についても同様なことが言えると思うんですけども、この道路は今、小学校の子供たちが朝晩、朝晩というか、登下校利用している大事な道路でもありますので、その辺の整備も町でどのように考えているかをお聞きしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） この入谷小学校の路線に関しては、当該地区の前議員さんから再三にわたって、このご質問をいただいてまいりまして、一番ずつと言われていたのが、いわゆる建物があって見通しが悪いと。したがって、その建物を撤去してもらえないかというお話を随分いただいておりましたが、これは土地の問題等がございまして、所有者の問題もございまして、なかなか解決するのに時間がかかったんですが、しかしながら、ある意味、前議員がおっしゃったような形の中でのあの辺の整備はできてきたものと認識をしておりますが、いずれ、あと今ご質問の件2点につきましては建設課長から答弁をさせたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、詳細の部分をお話をさせていただきたいと思っております。

まずもって、入谷小学校線でございます。当時入谷の小学校の校舎が改築をする、更新をするときに、当然狭いということで、東側に工事用道路をつくりまして、それで工事をさせていただいております。いよいよ完成間近になったときに、このままではちょっと狭いので、既存の道路を改良していただけないかという話をいただいております。その当時はちょっと予定がない部分でございましたので、既存の敷地を目いっぱい使わせていただいて、要は今まで側溝がなかったところに側溝を入れて路面の確保をさせていただいたという工事が第1回目でございます。

その後、町長がお話したとおり、ちょうどカーブのところに建物がございまして、その影響で、なかなか見通しが悪いので、見通しの確保ができるような形にしてもらいたい。でなければ道路を広げるような方法をしてほしいというご要望をいただいております。ただ、そのとき土地の所有者が工務店さんなんですが、社長さんがお亡くなりになりまして事業の清算をかけていたという状況でございました。当然、根抵当権等も設定をされていて、すぐには取得ができないという状況でしたので、所有者の方、塩釜に奥さんが住んでいらっしゃいましたので塩釜にお願いにあげりました。そのときは銀行に事業清算をかけるべく、その土地を売却するように今言われているというお話でございました。ただ、町ではこういうご要望があるので、もしよければ、よければという言い方は変ですけれども、ぜひその土地の部分についてお譲りをいただきたいというお話はしたんですが、残念ながら、時既に遅しという状況でございました。当然、建物もその土地に附属しているものですから、建物についても同じような扱いだということで、22年度は、であればそこは手をつけなくて、質問にありましたとおり小学校の上のほうを工事させていただいたと。ただ、工事施工中に震災があり

まして、できる限りその後も工事をして、一定程度の完成はさせたという状況でございます。

その後、土地の移動がございまして、たまたま所有者の方が東和町の米川にいらっしやいまして、その方に、やはり同じようなお願いにあがってございます。いずれ、そこに、確か今工場とか倉庫を建ててらっしゃると思うんですが、趣旨はよくわかりましたということで、町の考え方はよくわかったということで、一応一定の協力はいたしますということで、その後、建物の解体をしていただいて、その見通しは確保させていただいたという状況でございます。

それで、当初事業をしなきゃならないという1つの課題が、視距の確保と、そうでなければ幅員を広げるということでしたので、とりあえずは視距の確保はできたなということで、ある意味、その改良の優先順位はちょっと下がったんだろうという判断をさせていただいてございます。

ただその後、議員がおっしゃるように、路面が大分傷んでいるということもお話ございましたので、その辺については通常の維持管理の中で対応すべきものだと考えてございます。

それと、入谷中学校のほうでございますけれども、幅員が狭いところで3メートルほどということで、普通乗用車であれば何とか通れるくらいの幅員は、狭いところでもあるんだろうと。ただ、地形的な制約がかなり大きいという部分はございまして、登り口、それから入谷小学校の南側の斜面の部分もかなりのりが高いところに位置しておりますので、多分そこに改良工事をするということになりますと、結構な土地の取得をせねばならないということでございますので、今すぐ、ここでいついつまでと具体的な改良工事の話はなかなかできる状況にはないなと考えてございます。

それで、今やれるのは、入谷小学校のほうで用地の確認ができれば、その中で最大限の幅員を確保していきたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） 入谷小学校は、新しく建てる際に校庭を若干引っ込めるとか、そういう計画はなかったんでしょうかね。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） あくまでも学校の建物の建てかえでございまして、敷地までの計画はございませんでした。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） それでは、そのYes工場の西側のほうの道路の関係なんです、今現

在、私もはかってみたら3.5メートルしかないんですね。それで、あそこは、あの状態で子供たちが朝夕というか、通ると幾らも余裕がないわけなんです。それで脇に体を寄せると、ちょっと深めの水路があると。それには何もふたもかかっていないということで、大事な子供たちでありますので、一つ、けがのないような形で処理をお願いできないかなと思っておるんですけども、どうでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 西側といいますと、中学校のほうでよろしいでしょうか。（「そうです」の声あり）多分記憶が正しければ、議員がおっしゃるように、ふたはなかったと今薄ら覚えですけども記憶がございます。実際その状況を見ながらじゃないと、なかなかお話しはできないですが、現地確認をして、そういう状況であれば対応せざるを得ないなと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） そういう道路の整備ができれば、今もとの入谷中学校の体育館の跡地、あと、建物の利用がかなうんではないかなと思ってはいるんですけども、そういう計画は今後あるんですかね。ないんですかね。その建物の利用。体育館の建物の利用。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） あの建物につきましては、昨年の3月に寄附をいただいたというところで、内装が大分、体育館から事務所建て、あるいは工場建てというところで改良されているというところから公募に付しまして、貸し付けを行っております。

現在は、南三陸地域創生研究会というところに貸し付けを行っております。その研究会では、教室であるとか、そういった教育的な事業等を取り入れながら、実施するという内容で使っているというところであります。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） どうも済みません。要旨からちょっと外れてしまったんですが、あそこであれば結構なんですけれども、もし今後大型車が出入りする可能性が出てくると、その辺についても支障が出てくるのかなと思って、ちょっと今聞いてみたことなんです。

そういうことであれば、なお一層、子供たちのためにも父兄のためにも学校の先生方のためにも、一つ通学路については十二分に予算組みをしていただいて、できるだけ早く実現されるようお願いをしたいと思います。

それでは、2件目の質問に入りたいと思います。

2件目の質問、鏡石橋のその後の進捗状況はということで、入谷は、入谷公民館を中心としまして、公民館の前には大きな広い駐車場があります。そして、隣に研修センターがありまして、前はJAの物流センターということで、日常、大型車両が出たり入ったりとしている、その鏡石橋ですが、398号線からのバイパスからの進入と公民館への右折が容易にできるような、そういう施設であってほしいなと思うところから質問をさせていただきます。

橋の隅切り並びに拡幅改修工事は、技術的な課題もあって工事施工が困難であるというような状況であるということが以前報告されましたが、その後の進捗状況と今後の町の考えを聞きたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目のご質問であります鏡石橋の進捗状況ということについてお答えをさせていただきたいと思います。

ご案内のとおり、当該橋梁につきましては、以前は国道398号であったことから、岩沢地区方向の進行を優先するように八幡川に対し、斜橋というか斜めにかかっているという形で架設をされております。震災前には、当該橋梁を利用し入谷公民館前に進行する大型車両等の増加が見込まれたことから、通行を容易にするため、平成19年度より交差点部分の拡幅改良工事を実施し、大型車両の通行に必要な幅員を確保したところであります。

しかしながら、通行する車両によっては本来の軌跡から外れる形で通行していることも考えられることから、ゼブラゾーン等の区画線を設置いたしまして、車両等の誘導を図りたいと考えております。

また、当該橋梁付近の国道398号との交差点につきましても、国道の法線等を改良することにより、さらに容易に進入することが可能になるものと考えていることから、国道398号改良整備促進期成同盟会の活動とともに、事業手法の検討など県へ要望をしているところであります。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） ただいま町長から説明がございましたが、本当に、公民館に右折する、ガードレール、右折の邪魔をしているというのが相当ドライバーに対して苦痛のような感じがするわけでございます。本当に、右折するのに、あの鋭角になったガードレールが大型バス等々の車両の一部が通るたびに、今は加工店舗が仮設で始まるようになったので、以前はあそこは一部バス、車体が隣地に入るような形で回していたようですが、今後あそこに車などとまわっていると、大変、今以上に通りにくくなるのではないかなと思っているわけでございます。

それと、今町長が申し上げられたように、398号の花壇についても、398号の交差点に差しかかるとうすると正面に花壇が真っ向に見えてくるんですね。その辺につけても花壇の撤去も必要なのかなと思っていますところでございます。本当に、走ってくると道路の中心にあるような錯覚がします。毎日通っている方もおりますけれども、雪道でなければいいんですが、雪道だと、ちょっと慌てる。なれない方は慌てる。そうすると事故が発生する可能性もあるんじゃないかなと。こういう観点から、なお一層の県との打ち合わせなど十分にさせていただいて、早目に進めていただければなと思っています。以前に議会で採択されたというようなお話も聞きました。今後、その進め方をどのようにしていくのか、もう1回お聞きしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 入谷公民館のほうから398号に鏡石橋に入るときに、拡幅はしましたけれども、基本的に川側にガードレールがありますので、そのガードレールに近くなって曲がろうとすると、どうしても曲がりきれなくなってしまうと。大型車両なんかそうなんです。ですから、余りガードレールに寄らないように、ガードレール側にゼブラゾーン、さっきお話ししましたが、そういったものを設置して、これ以上寄れないと、そういうふうな形の中で標識をつくるということも、まずは必要なかなと思っています。

それから、398号の関係の工事になりますが、基本的には、県に一時改良という形の中でお願いをして直している部分もございますので、今度県にお願いする際に2次改良という形になります。したがって、県のお話の中では、1次改良をして、またすぐ2次改良というわけにはなかなかまいらないというお話もいただいて、要するに、県もあちこち全部抱えてございますので、そういう観点でいくと、もう少し時間はかかるかなと思いますが、いずれ、先ほどお話ししましたように期成同盟会がございまして、期成同盟会で県にこの問題については、これからも要望活動をしていきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 建設課長、何かありますか。

○建設課長（三浦 孝君） 橋の改良ということになりますと、前回もお話ししましたけれども、1級河川にかかっているものですから、河川からの許可がないと手をつけられない状況でございます。1つのやり方とすれば、まずもって今の橋が今の基準に合致するのかどうかという調査が必要になってくると思います。図面等が何もないので、古い標準図と、建設省でつくってある標準図面集というのがございます。それが見つかれば、それに沿った形で、それと現場では鉄筋の配筋を外から機械を使って配筋状況を推定するという作業をして、それで

橋の能力といいますか、その辺を計算して、もし合致すれば1つのステップアップをすることができると。県に拡幅の申請ができる状況にはなるかと思っています。

ただ、多分古いので合致はしないと思いますが、その場合は補強をして合致をするか、今の橋を補強するという手続にはなるかと思っています。その後に拡幅をすると。もし合致をしない場合は、そもそも拡幅ができないので、かけかえざるを得ないという状況になるかと思っています。

いずれにしろ、町の職員が行って、ちょこちょこ見て、合致するかどうかという結論はなかなか出る状況ではないので、やるとなれば、しっかりした専門業者に委託をして資料をつかって、県に相談に行くという状況になるかと思っています。

なかなか単費のほうで対応ということになりますので、そこは当面、長期的にはそういうことの作業もいずれ必要になってくると思いますけれども、短期的には先ほど町長が申したとおり、現場の中で実際どういうふうに車が通るか、どういうふうに誘導したら安全に通行できるか、付近の障害物も含めて再度現場で調査が必要になるだろうと考えています。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） ただいま説明をいただきましたが、とにかく入谷の中心は、今のところ公民館があそこにある以上は、あそこが中心ということでございますので、地域の入谷地区の声を十二分に聞いていただいて、何も橋を幅広くしてほしいとか何とかじゃなくて通ればいいですので、その鋭角になっているガードレールのところを緩和処置をしていただければ十分に通れるのではないかなと。回れるのではないかなと考えておりますので、今後、前向きに取り組んでいただけるような形で、一つお願いを申し上げたいと思います。

これで、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（三浦清人君） 町長。町長、それについて一言。

○町長（佐藤 仁君） 一言。今、建設課長もいろいろ答弁させていただきましたが、ご承知のように町内各地区にさまざまな修繕必要な部分がございますので、町道計画については、基本的にはご承知のように優先順位を決めながら整備活動をやっておりますので、そういった中で、これからも逐一やってまいりたいと思いますが、今この場所で、いつの時期にということなかなか難しいし、例えば今の鏡石橋の件については、これは完全に県の事業として出てこない町負担ばかりが大きくなってしまいますので、そこを含めて県との協議を続けていきたいと思っています。

○議長（三浦清人君） 以上で佐藤雄一君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日は議事の関係上、これにて延会することとし、5日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本日は、これにて延会することとし、5日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後3時05分 延会